

世田谷区本庁舎等整備工事の契約変更について

1 主旨

世田谷区本庁舎等整備工事については、令和5年度の区民会館を含む1期棟の供用開始に向け工事を進めている。このたび、スライド条項に基づく変更に加え、この間の議論等を踏まえ、区が必要と判断した変更内容について報告する。今後、この変更内容を反映した工事請負契約を、相手方と締結する。

2 概要

(1) 相手方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

大成建設株式会社東京支店 代表者 奥畑 浩一郎

(2) 契約金額

令和3年 5月 当初 36,410,000,000円

令和3年12月 契約変更(1回目) 36,610,893,000円

令和5年 1月 契約変更(2回目) 約39,280,000,000円

※今回分、計数調整中

(3) 工期 令和9年10月15日(変更なし)

3 変更内容

(1) スライド条項に基づく変更【約23億8千万円の増額】

工事請負契約約款第25条の規定(スライド条項)に基づく請求があったため、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する。(内容については、令和4年9月6日開催の本委員会で報告済み)

(2) 区が必要と判断した変更【約2億9千万円の増額】

① DX推進に向けた追加対応等に伴う変更(約1億6千万円の増額)

令和3年3月策定の「世田谷区DX推進方針」を踏まえ、行政サービス向上と一層の業務効率化を検討した結果、庁内ネットワークの無線LAN化、IP電話の導入、会議室等への電気制御錠設置等を実施することとしたため、これらに必要な設備工事を追加する。

② 建物仕様の向上に伴う変更(約1億2千万円の増額)

「世田谷区気候非常事態宣言」を踏まえ、地球温暖化対策の取組みを一層進めるにあたり、省エネ性能の更なる向上が見込めるよう、窓ガラス及び断熱材の仕様を変更する。また、区民会館の静粛性向上のため、空調ダクトの仕様等を変更する。

③ 当初想定していなかった既存状況に起因する変更(約1千万円の増額)

工事着手後、掘削の際に地中障害物が確認されたため、撤去工事を追加する。また、区民会館の改修において、既存仕上げ等を撤去した際に屋根下地に脆弱部が確認されたため、補強工事等を追加する。

4 今後の予定

令和5年 1月中旬 専決処分、変更契約(2回目)の締結

2月 専決処分の報告(区議会第1回定例会)